

福岡県立築城特別支援学校 高等部校則

R5 年度より適用

福岡県立築城特別支援学校高等部では、

「進路実現及び卒業後の社会生活への適応」
「校内におけるトラブルの防止」
「基本的生活習慣と規範意識の確立」

上記三点を目的として、以下のことを校則として定める。

1. 頭髪・服装及び学用品に関すること

- (1) 清潔に保ち、学業の妨げにならない髪型とする。
(ゴムの色は、黒・紺・茶とし、飾りのあるものは禁止とする。)
- (2) 特異な髪型（パーマ、脱色、染髪、モヒカンなどの部分的で極端な刈り上げ、左右非対称など）は禁止する。
- (3) 通学用カバンについては、華美でないものを使用する。
- (4) 通学靴は、スニーカーやローファーで黒・白を基調としたもの。
(ハイカット、ブーツは不可)

2. 持ち物に関すること

- (1) 持ち物には、全て記名すること。
- (2) 学校に不要な物（不必要な金銭や貴重品、ゲーム等の遊具、刃物等の危険物、漫画、化粧品等を含む装飾品）を持ってこない、身に付けないこと。
- (3) 携帯電話の使用、校内持ち込み（使用）は、原則として禁止する。

3. 生活に関すること

- (1) アルバイトは、原則として禁止する。
- (2) 遊技場、友達同士のカラオケ店等の立ち入りを禁止する。
- (3) 保護者同伴以外の夜間外出・外泊は、全て禁止とする。
- (4) 運転免許取得は、原則として禁止する。
- (5) 交際、交友関係については、健全なものとする。

※ 以上、違反があった場合は、指導を受けるものとする。

※ 問題行動が生じた場合は、家庭と学校、必要な場合は関係諸機関等が互いに連携し、改善策を講じる。

※ 問題行動内容と生徒の実態を考慮し、校内特別指導規定に基づき指導や数日間の特別指導（学校・家庭）を行う。

※ 「高等部合格者説明会」にて、上記を配付し、説明をする。

高等部の服装について

R5 年度より適用

		通 常	夏 季（5月～9月）
登下校 行事等	紳 士 仕 様 服	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー（学校指定） ・青無地長袖シャツ・ブラウス（学校指定） ・ネクタイ・リボン（学校指定） ※ネクタイ・リボンは夏季は着用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・青無地半袖シャツ・ブラウス（学校指定）
	婦 人 仕 様 服	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー（学校指定） ・青無地長袖ブラウス・シャツ（学校指定） ・リボン・ネクタイ（学校指定） ※リボン・ネクタイは夏季は着用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・青無地半袖ブラウス・シャツ（学校指定）
	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート（学校指定） ・スラックス（学校指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルト（華美でないもの）
	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・上靴・・・黒・白を基調としたもの ・靴下・・・黒・白を基調とした無地の靴下（ワンポイント可） ・防寒着（ブレザーの上に着るもの、マフラー、手袋等）・・・華美でないもの ・防寒用タイツは黒とする ・セーター(衣替え期間中、ブレザーの下に着る)（学校で案内） 	
校内着 運動時	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・体操服（<u>学校指定・長袖ジャージ、半袖シャツともに校章入り体操服</u>） ジャージ（上・下）、半袖シャツ、ハーフパンツ、帽子 ・体育館シューズ（市販品） ・運動場シューズ（市販品） 	

※ 制服において、上記以外のものを着用する場合は、担任に相談すること。

※ 夏季のネクタイ、リボンについて、校外学習や行事等で着用することがある。

※ 衣替え…5月と10月、制服移行期間は1カ月程度（気候により期間は変わる）

※ 「高等部合格者説明会」にて、上記を配付し、説明をする。